議決権行使基準

■議決権の指図行使に関する基本的な考え方

ポートフォリアは、投資先企業の株主総会議案に対して、受託者責任の観点から受益者にとっての価値向上のために議決権を行使します。 具体的な議決権指図行使については、議決権行使に関するガイドラインにもとづいてこれを行います。

■議決権の指図行使の意思決定プロセス

議決権指図行使は、議決権行使に関するガイドラインを参考に運用部が作成した議決権指図行使案をもとに運用部長が決定し、投資政策委員会で承認します。

■議決権の指図行使に関するガイドライン

ポートフォリアでは、議決権の指図行使に関するガイドラインを定めており、以下に該当する場合には、特に慎重に判断します。

- 1. 法令違反あるいは反社会的行為が認められる場合(ただし、投資収益とは無関係に専ら特定の社会的、政治的問題を解決する手段としては株主議決権を行使しません)
- 2. 監査意見が無限定適正でない場合
- 3. 情報開示が不適正で、株主の利益を損なうと考えられる場合
- 4. 業績の著しい不振あるいは投資収益の著しい低迷が続き、かつ 経営陣による経営改善の努力が不十分と認められる場合
- 5. 経営戦略あるいは財務戦略について、株主の利益を損なうと考えられる場合
- 6. 取締役会あるいは監査役会の規模・構成等が不適切で、株主の利益を損なうと考えられる場合
- 7. その他明らかに株主の利益を損なうと考えられる場合
- 8. 株主提案議案がある場合

なお、外国株式の議決権行使については、各国の法制度・時間的制約などを踏まえ、限定的に 対応せざるを得ない場合があります。